

4 通 達 第 2 号

平成 2 4 年 1 1 月 7 日

各課長、局長 様

南山城村長 手 仲 圓 容

(公印省略)

平成 2 5 年度 予算編成方針について (依命通知)

南山城村財務規則第 8 条の規定に基づき、平成 2 5 年度予算編成方針を次のとおり定めたので通知します。

このことについては、各課員並びに関係機関に周知徹底のうえ、南山城村財務規則第 9 条により予算見積書を来る平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日 (金)までに資料を添えて提出されたい。

以上、通達する。

第1 国の財政と地方財政の状況

我が国経済社会は、東日本大震災と原発事故を契機とした深刻なエネルギー制約、超高齢化社会の到来といった様々な困難な状況の中で、世界へ先例を示す「フロンティア国家」として、「日本再生戦略」(H24.7.31閣議決定)が策定されました。

平成25年度予算を含めた当面の財政運営に当たっては、「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」(H24.8.31閣議決定)により、地方の一般財源総額については平成25年度からの3年間は、平成24年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。しかし、国及び地方の長期債務残高が940兆円(平成24年度末見込み)に達するなど、我が国の財政状況が他の先進諸国と比較しても大きく悪化し、高齢化に伴う年金・医療等に係る経費も増大する中で、地方の安定的な行財政運営に必要な地方交付税総額の確保については、予断を許さない状況にあります。

第2 本村の平成25年度の財政状況見通し

平成25年度の財政見通しは、歳入面においては、村税については、人口及び就労人口の減少により個人住民税の減少が引き続き続くと見込まれ、村税全体では減収が見込まれる。歳入全体の約5割をしめる地方交付税については、地方財政全体においてほぼ前年度水準が確保される見通しである。(総務省概算要求 前年度比 1.5%減)

財政調整のための基金残高の推移としては、平成23年度末より0.5億円下回り4.7億円程度になる見込みである。

歳出面においては、人件費では、定員数の増加はないが、職員給の定期昇給等により対前年度比微増が見込まれる。公債費では、依然 南山城小学校建設に伴う元利償還金が高水準で継続する。平成24年度借換実施後の償還額は本年度よりも若干減少し4.0億円程度と見込んでいる。

繰出金については、簡易水道特別会計において、平成17～22年度に実施した中央簡易水道統合事業の元利償還金の増額により0.1億円

程度増額すると見込まれる。簡易水道特別会計の元利償還金については、今後4～5年間1.6億円～1.8億円程度で推移し平成28年度にピークを迎える。

また普通建設事業費については、重点課題としての「道の駅整備事業」が本格的にスタートする。スムーズな事業遂行のためにも計画的で安定的な財政運営に努めなければならない。

第3 予算編成方針（総論）

依存財源の比率が高い本村の財政構造上、国政の方針転換により著しく財政状況が変化する。中期財政フレームにおいては、「地方財政の安定的な運営」を重視しているが、国の財政状況は非常に厳しく（高水準の政府債務残高等）このような方針がいつまで継続されるのかは不透明である。

安定的かつ継続的な財政運営を実施するためにも、引き続き財政状況の改善に取り組み財政危機のリスクを低減させることが重要と考えられる。このためには、人件費、公債費、扶助費等の経常経費の縮減に努め、各種財政指標に注意しながら、住民ニーズに即した事業について優先順位を整理して事業を進める必要がある。

特に重点課題として、第4次総合計画第4章「魅力あるむらづくりプロジェクト」及び施政方針に基づき「道の駅整備事業」を年次計画により着実に進めていかななければならない。このことにより事業に伴う起債発行、補助金等により一時的に予算規模が膨らむが、基礎的な予算規模・財源に関しては増額する見込みはない。

このような状況下で財政規律の確保と安定的な財政運営を維持しつつ、新規事業を遂行するためには、選択と集中、スクラップ&ビルトの方針により事業を進める必要がある。

新規事業については、当初予算計上として、補正対応は、原則実施しないこととする。また、既存の事業についても引き続き行財政改革を進めるものとし、実現の難しいものについては、後年度に向けての計画書を提出するものとする。

第4 予算編成方針（個別的事項）

人件費

人件費の積算は、平成25年4月1日現在（新採、退職含む）における職員数で正規の基準（給与改定後）により見積もること。また、定員管理については、広域連合の設置による事務の削減・合理化及び非正規職員の効果的な配置等により定員を増員させないように努めること。

時間外手当については、補正予算が発生しないように、当初予算にて十分精査すること。（昨年度当初予算を上限とする。）

物件費

法令集、追録、定期刊行物の購読を再点検し、必要度の低いものは解約すること。

電算施設・機器について再点検し、合理化・省力化できる部分について検討すること。また、不必要なスペック等においても再点検し経費の削減に努めること。

普通建設事業費

普通建設事業を実施する際の特定財源（社会資本整備総合交付金、辺地債等）の総枠は限られているため、事業費総額が膨らまないように個別事業間において調整すること。

補助費及び負担金

広域連合負担金、一部事務組合負担金については、各業務の行財政改革を提案し負担金の軽減を図ること。

各種協議会及び団体への補助金等については、補助金等の役割・効果等を十分に検証し必要性の低いものについては定期的に見直すこと。

繰出金

特別会計への繰出金については、原則、繰出基準に基づき算定を実施し、一般会計に準じた健全化に努めること。

その他

事業の財源は、国・府の補助メニューや関係団体の助成制度等、特定財源の確保について十分に研究し積極的に活用すること

村債については、交付税算入措置がある有利な辺地債等を計画的に活用すること。また、後年度に負担を残さないため、起債残高の減額等に努めること。また、臨時財政対策債についても1割程度を目標に減額に努めること。

予定されている施設の更新・修繕に関しては、事前に把握し中・長期的な計画のもと、当初予算にて計画的に計上すること。

東部広域連合、京都地方税機構等の広域的な業務連携を積極的に進め、より一層の事務の効率化、及び業務連携による行政サービスの充実を図り、関係経費の削減に努めること。

公の施設において、管理運営費及び事業費の見直しを積極的に行い、公平性を考慮し実情に応じた使用料等を予算に反映させること。

特に物件費等の予算流用が頻繁にならないように、正確に積算見積りすること。

年度途中においては、制度改正に伴う経費や災害関係経費などやむを得ないもの及び当初予算編成時において特に協議したもの以外の増額補正は認めないこととする。